

外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書

令和3年5月12日版
経済産業省知的財産政策室

目次

はじめに	3
第 1 章 経緯	5
第 2 章 外国公務員贈賄防止指針について	7
1. 現状	7
2. 外国公務員贈賄防止指針の改訂に関する議論及び修正点	8
2. 1 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）20 頁：条約コメンタリー 8 の訳文を正しく修正【勧告 4 関連】	8
2. 2 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）21 頁：「自己に有利な形」が本人のみならず 属する企業等も含むことの明確化【勧告 4 関連】	8
2. 3 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）22 頁：企業への経済的損害が贈賄を正当 化することはないことの明確化【勧告 4 関連】	9
2. 4 SFP の定義の明確化及び企業への禁止を奨励【勧告 5 関連】	9
2. 5 その他	10
第 3 章 罰則等について	12
1. 財産的制裁	12
1. 1 現状	12
1. 2 本研究会における議論のまとめ	15
2. 公訴時効期間	16
2. 1 現状	16
2. 2 本研究会における議論のまとめ	18
3. 外国人従業員の管轄権	19
3. 1 現状	19
3. 2 本研究会における議論のまとめ	21
第 4 章 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて	23
1. 現状	23
2. 外国公務員贈賄防止指針のてびきの作成	23
第 5 章 その他の意見	24

はじめに

企業活動のグローバル化・ボーダーレス化の進展に伴い、我が国企業の国際商取引は拡大の一途にあり、海外市場での商取引の機会の獲得、維持を図るに当たっては、製品やサービスの価格や質による公正な競争が行われるべきであり、外国公務員贈賄等による不公正な競争は防止されるべきである。

OECD において採択された「外国公務員贈賄防止条約（国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約）」（以下、単に、「OECD 条約」という）を締結するに当たり、我が国においても、平成 10 年に不正競争防止法を改正し、外国公務員等に対し金銭その他の利益を供与等する行為に刑事罰を科すことにより、適切に対応してきた。

また、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として、外国公務員贈賄防止指針を策定し、企業に対し、法令遵守の徹底・強化を促してきたところである。

他方、OECD 贈賄作業部会にて行われる相互審査において、これまでも我が国の外国公務員贈賄罪に対する取組について指摘がなされ、法改正の実施や外国公務員贈賄防止指針の改訂など、適切に対応をしてきた。

今般、2019 年に、我が国はフェーズ 4 審査を受け、同年 7 月に、対日審査報告書が公表された。その中で、外国公務員贈賄防止指針の明確化や罰金額の引上げなどの内容が勧告された。このことを踏まえ、外国公務員贈賄罪の効果的な防止のための在り方を検討するために有識者による研究会を開催し、外国公務員贈賄防止指針の改訂、財産的制裁、公訴時効期間、外国人従業員の管轄権、及び、外国公務員贈賄防止指針のてびきの策定について議論を行った。

本報告書は、外国公務員贈賄防止に関する研究会における検討内容について取りまとめたものであり、第 1 章においてこれまでの経緯を、第 2 章において外国公務員贈賄防止指針の改訂に関する内容を、第 3 章において財産的制裁、公訴時効期間及び管轄権に関する内容を、第 4 章において外国公務員贈賄防止指針のてびきに関する内容を、それぞれ記載している。

本研究会での議論を踏まえ、我が国は必要に応じて不正競争防止法の法制度の検討を適切に実施するとともに、未然に外国公務員贈賄罪を防止するための周知活動にも引き続き努めていくこととしている。

なお、本研究会は、末尾に記載の委員により行われた。

第1章 経緯

平成9年にOECDにおいて採択された「外国公務員贈賄防止条約」を締結するに当たり、平成10年に不正競争防止法（以下「不競法」という。）を改正（平成11年2月施行）し、新たに外国公務員贈賄罪を創設した。その後、OECDによる日本の条約実施法の審査や加盟各国の同実施法の制定の進展等を踏まえ、平成13年に、外国公務員等への贈賄の禁止に関し、贈賄側の主たる事務所と収賄側の外国公務員等の属する国が同一であるか否かにかかわらず、「国際的な商取引に関して」行われる贈賄行為を処罰の対象とした。また、外国公務員等への贈賄の禁止に関し、外国政府等により支配的な影響力を及ぼされている「公的な企業」に従事する者について、諸外国の会社制度や外国政府の会社支配のあり方等の変化に柔軟に対応できるようにするため、既に法に規定されている者に準ずる者を政令で定めることとした。さらに、我が国は属地主義の原則のもと、国外犯は不処罰とされていたところ、フェーズ1審査において属人主義の採用を強く勧告されたこと等を踏まえ、平成16年改正では、国民の国外犯処罰を導入した。

一方、外国公務員贈賄防止指針は、国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として、平成16年5月26日に策定・公表され、企業や関係団体に配布されている。そして、相互審査における勧告等を踏まえ、これまでに平成18年、平成19年、平成22年、平成27年及び平成29年に改訂を行っている。

このような状況の中、令和元年7月にフェーズ4審査の報告書が公表され、我が国は、フェーズ3からの進展として、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）の改正や刑事訴訟法における合意制度の導入が歓迎される一方で、未だに、外国公務員贈賄罪の執行が十分ではないことを引き続き懸念するとの指摘を受け、外国公務員贈賄の探知に関する勧告、外国公務員贈賄罪の執行に関する勧告、法人の責任及び法人への関与に関する勧告、条約の履行に影響するその他の措置に関する勧告¹等延べ17にわたる勧告がなされた。

このうち、不競法及び外国公務員贈賄防止指針等に係るものとして、外国公務員贈賄防止指針の見直し（勧告4）、スモール・ファシリテーション・ペイメントの定義と範囲の明確化及びその支払いを禁止するよう企業に奨励すること（勧告5）、外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること（勧告7.c.）、自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること（勧告12.a.）、国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直す

¹「OECD贈賄作業部会 第4期対日審査報告書 作業部会の勧告（仮訳）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000510321.pdf>

こと（勧告 14.b.）、法人の法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること（勧告 15.a.）などの勧告がなされている。

これらの状況を踏まえ、経済産業省知的財産政策室は、OECD 外国公務員贈賄防止条約を巡る課題や産業界に対する更なる啓蒙を目的として外国公務員贈賄防止に関する研究会を開き、外国公務員贈賄防止指針の改訂案や財産的制裁、公訴時効期間、外国人従業員の管轄権、外国公務員贈賄防止指針のてびきの策定について議論を行うこととした。

第2章 外国公務員贈賄防止指針について

1. 現状

(平成27年・29年外国公務員贈賄防止指針改訂における修正点)

平成27年・29年指針改訂では、それまでの対日審査の指摘等を踏まえ、以下の点を中心に抜本的な改訂を行っている。

- フェーズ3審査において、外国公務員贈賄防止指針は、不競法上の「通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払（いわゆるスモール・ファシリテーション・ペイメント（以下、SFPという））」の取扱いに関する記載が不明確である、との指摘を受け、指針中の該当記載を削除。
- 2009年勧告の別添2に記載の内部統制、企業倫理、コンプライアンスに関するグッドプラクティス等を踏まえ、営業関連活動に関する法解釈を明確化するとともに、望ましい贈賄防止体制として、現地エージェントの起用や海外企業の買収といったリスクのある行為について、子会社を含む企業グループとして、社内規程の整備や記録、監査といった体制強化に係る記載を追記。
- 平成29年の組織犯罪処罰法の改正に伴い、「OECD条約の義務を履行するための関連措置」として、組織犯罪処罰法の制度概要を追記。

(フェーズ4審査における勧告)

一方、フェーズ4審査において、外国公務員贈賄防止指針に関し、「ファシリテーション・ペイメント（以下、FPという）に関する記載を削除したことは歓迎するものの、全て削除したことにより、SFPが何を示すのかが曖昧となっている」と懸念を示される等した結果、SFPの定義の明確化を行うとともに、企業に対して、SFPの支払禁止を奨励すること等が勧告されたところである（勧告5）。加えて、外国公務員贈賄防止指針中の記載が不明確である点についても修正すべきとの勧告がなされている（勧告4）。

フェーズ4審査 勧告4.

外国公務員贈賄罪について、WGBは日本に対して経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」を見直し、以下の点を明確にするよう勧告する。（1）外国公務員贈賄は「自己の」利益を得るためだけで

なく、条約のコメンタリー 6 に沿って、「その他の自然人又は法人の」利益を得るために支払われる賄賂も含まれること、（２）「企業への経済的な悪影響」が贈賄を正当化しえないことを確保するため、特定の事案において「不正の利益の要素」を否定する可能性がある強要の範囲や定義、（３）条約のコメンタリー 8 への言及については、不正競争防止法との関連性を正確に記述し、またコメンタリー 8 を反映していること。

フェーズ 4 審査 勧告 5.

スモール・ファシリテーション・ペイメントに関して、WGB は日本に対して以下を勧告する。（１）条約のコメンタリー 9 と整合するようスモール・ファシリテーション・ペイメントの定義と範囲を明確にすること、（２）企業に対して、それぞれの内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム及び措置においてそうした支払いを禁止するよう奨励すること。

2. 外国公務員贈賄防止指針の改訂に関する議論及び修正点

研究会では、これまでの経緯及びフェーズ 4 の勧告内容を踏まえ外国公務員贈賄防止指針改訂の方向性について検討を行うとともに、平成 27 年の大幅改訂から 4 年が経過していることから、必要な情報更新を行っていくことを目的として議論を行った。

2. 1 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）20 頁：条約コメンタリー 8

の訳文を正しく修正【勧告 4 関連】

OECD 外国公務員贈賄防止条約コメンタリー 8 の文言との整合を図り、且つ、不競法上での扱いを明確化することを検討。

2. 2 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）21 頁：「自己に有利な形」

が本人のみならず属する企業等も含むことの明確化【勧告 4 関連】

不正の利益を得る目的とは、公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の利益を不当に図る目的を指すため外国公務員贈賄防止指針における「不正の利益」の考え方において、「自己に有利な形」だけではなく、「その他の自然人又は法人の」利益を得るために支払われる賄賂も含まれることを明確化することを検討。

2. 3 外国公務員贈賄防止指針（平成 29 年 9 月改訂版）22 頁：企業への経済的損害が贈賄を正当化することはないことの明確化【勧告 4 関連】

企業の経済的損害が贈賄を正当化することはないことを明確化する観点から、平成 29 年 9 月改訂版の外国公務員贈賄防止指針 22 頁における「ただし」以降の文章を検討。

2. 4 SFP の定義の明確化及び企業への禁止を奨励【勧告 5 関連】

勧告 5 を踏まえ、SFP の範囲と定義、またその支払禁止の根拠について、OECD 条約関連文書（コメンタリー、2009 年勧告等）及び諸外国における FP の取り扱いを踏まえて、指針への反映方針についての検討を行った。

なお、本研究会では、SFP は原則禁止が望ましいという方向性については意見の一致が見られた。一方で、不競法には、米国のような、FP の例外規定が条文上存在しないため、いずれにせよ、「営業上の不正の利益」の要件に該当するか否かが判断基準となることから、この点が明確となるような記載を盛り込むべきとの意見があった。結果として、以下の内容を検討することとした²。

(1) 企業への SFP の禁止を奨励

SFP であっても営業上の不正の利益を得るための利益供与に該当し得ることから、企業において SFP の禁止を広く従業員に認識させることが重要であり、そのためには、社内規程に当該内容を盛り込むことが効果的である。そこで、外国公務員贈賄防止指針における「社内規程の策定」の箇所に SFP に関して追記することを検討。その際、SFP が何を意味するのかを明確にしつつ、留意点等を記載すべきとの研究会での意見も踏まえ、脚注において SFP の概念を記載し、併せて企業が諸外国での取扱いについても参照できるように、米国及び英国での FP の取扱いについて補足説明を追記することを検討。

(2) 不正競争防止法上における SFP 等の取扱いについて

不競法における SFP の取り扱いを明確化するため、外国公務員贈賄防止指針「第 3 章 不正競争防止法における処罰対象範囲」についての「1. 外国公務員贈賄罪の構成要

² 米国、英国における FP の取扱いに関し、森・濱田松本法律事務所の梅津英明弁護士を本研究会のゲストスピーカーとしてお招きし、各国の状況について整理頂いた上で議論を行った。

件」の箇所に、不競法上、いわゆる SFP がどのように取り扱われるかについての記載を追記することを検討。

2. 5 その他

本研究会では、OECD 贈賄作業部会から勧告された箇所以外に、前回改訂からの情報更新の観点から、主に、外国公務員贈賄防止指針における下記項目についても議論を行った。

(1) 社内規程の策定

近年エージェント等の第三者を通じた間接的な贈賄リスクが増していることを踏まえ、第三者を起用するにあたり、契約前に行うデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）の記載の追記を検討。

(2) 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方

近年 M & A を通じて海外企業を子会社とする例が増えており、それに伴い、贈賄リスクも増えていることから、M & A の留意点に係る記載の追記を検討。

その際、外国公務員贈賄防止指針「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方」の構成を「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方」とした上で、「（1）総論」と「（2）M & A の際における留意点」に分け、「（1）総論」においては、平成 27 年以降に政府が对外公表している報告書等を参考に、子会社の防止体制の構築・運用の情報の追記、「（2）M & A の際における留意点」においては、リスクベースアプローチに基づいて、買収前の DD における調査項目の例や買収直後に検証等を行うこと等の追記を検討。

(3) 有事における対応の在り方

平成 28 年 5 月の刑事訴訟法の改正により、合意制度が導入され、平成 30 年 6 月に施行されたことを踏まえ、社内調査等により賄賂を外国公務員等に支払った可能性があることが判明した場合、企業の留意点として、捜査機関への通報や自首と併せて検察官に対する合意制度の適用の申し入れを検討することの追記を検討。

(4) 第3章の段落構成を整理

現行の段落構成では、(2) 語義の解釈の下位に、「職務に関する行為」以降の構成要件の説明が含まれていなかったため、記載位置を修正することを検討。また、典型的な処罰対象行為を(1) 概要の下位に移動し、(2) 語義の解釈の③「営業上の不正の利益」についての下位に、新たに「営業上の不正の利益」を得る目的の有無が問題となり得る場合を項立てし、全体の構成を整理することを検討。

(5) 外国公務員贈賄罪の適用事例の追加

平成29年外国公務員贈賄防止指針改訂以降の外国公務員贈賄罪の適用事例について、追記することを検討。

(6) その他国内における関連施策

第4章の2. その他国内における関連施策として、平成30年6月に施行された合意制度の説明を追記することを検討。

第3章 罰則等について

1. 財産的制裁

1. 1 現状

(不競法における行為者及び法人に対する処罰)

不競法第21条第2項第7号では、第18条第1項の規定に違反して外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者については、「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に処することが規定されている。

罰則の水準に関しては、条約上「刑罰の範囲は自国の公務員に対する贈賄に適用されるのと同等のもの」(条約第3条1)とする義務があるところ、上記法定刑は、自国公務員に対する贈賄罪(刑法第198条)の法定刑(3年以下の懲役又は250万円以下の罰金)と同等以上の罰則になっており、条約上の義務は果たしている状況にある³。

また、外国公務員贈賄罪に関しては、不競法第22条の規定により、法人の代表者、代理人、その他の従業員等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても罰金刑が科されることとなる(いわゆる法人両罰規定)。法人への罰金刑は、現状、3億円以下の罰金刑が科されることとなっている。

他方、これまでの外国公務員贈賄罪適用事例は令和2年7月時点で以下のとおりとなっており、自然人に対しては罰金100万円(略式起訴)、懲役刑3年(執行猶予4年)、法人に対しては罰金9,000万円が最高となっている。(6～9番については、フェーズ4審査後の事案である。)

	事件名	判決日	利益供与額	財産的制裁等
--	-----	-----	-------	--------

³ 外国公務員贈賄罪の導入当初は自然人が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人が3億円以下の罰金であったところ、平成17年改正において、他の経済法制との整合性の観点から、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可)に引き上げられている。

1.	フィリピン公務員に対する不正利益供与	2007/3	80 万円相当	→ 被告人 2 名にそれぞれ 50 万円、20 万円の罰金
2.	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1、3	60 万米ドル（6、600 万円）、20 万米ドル（2、200 万円）	→ 被告人 4 名に、懲役 2 年 6 月、懲役 2 年、懲役 1 年 6 月、懲役 1 年 8 月（それぞれ執行猶予 3 年） → 被告人会社に 7、000 万円の罰金
3.	中国の地法政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	42 万円相当及び女性用バッグ（14 万円相当）	→ 50 万円の罰金
4.	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：7、000 万円 尼：2、000 万円相当 ウズベキスタン：5、477 万円相当	→ 被告人 3 名に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、懲役 2 年 6 か月（執行猶予 3 年） → 被告人会社に 9、000 万円の罰金
5.	タイ王国公務員に対する不正利益供与	2019/3	3、993 万円相当	→ 被告人 2 名に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年）
6.	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	15 万円	→ 50 万円の罰金
7.	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	735 万円	→ 100 万円の罰金
8.	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及びその約束	2020/6	供与及びその約束：各 10 万円	→ 50 万円の罰金
9.	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	14 万円	→ 50 万円の罰金

（フェーズ 4 における勧告内容）

日本の上記現状（上記 6～9 番を除く。）に対し、フェーズ 4 対日審査報告書では、

- 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっており、また、懲役刑と罰金刑が併科されたケースがなく、いずれも懲役刑が執行猶予付になっていること等から、日

本の法定刑（罰金額）は、条約 3 条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない、

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額に留まっている
- 訪日審査の過程で民間の参加者より、罰金額が低額であることが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの理由になっている等のコメントがあったこと

を指摘しつつ、自然人、法人共に法定刑の上限額の引き上げについて検討すべき旨、勧告がなされている。なお、法人に関しては、別の選択肢として、「贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること」を併せて提示している。

フェーズ 4 審査 勧告 1 2.

1 2. 制裁及び没収について、W G B は日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

b. （1）外国公務員贈賄事案において、適当な場合には懲役刑と罰金刑の双方を課すこと、また（2）外国公務員贈賄において実務上自然人に課される制裁が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するため、法執行機関や裁判官へのガイダンスや訓練を通じたものを含め、必要なすべての措置を執ること。

フェーズ 4 審査 勧告 1 5.

1 5. 法人への制裁について、W G B は日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、**課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。**

b. 外国公務員贈賄事案において、法人に対して実務上課される制裁が効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであることを確保するために、法執行機関や裁判官に対するガイダンスや訓練を含め、速やかに全ての必要な措置を執ること。

1. 2 本研究会における議論のまとめ

本研究会では、現状及び OECD からの勧告を踏まえ、我が国として自然人及び法人に対する罰金刑の上限額の引き上げを行うべきか議論を行った。結果として以下の意見が得られた。

- 自然人の法定刑に関しては、自国公務員に対する贈賄罪（刑法第 198 条）と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半であった。

（研究会での関連意見）

- 自国公務員に対する贈賄罪（刑法第 198 条）と比較した場合、現状の法定刑でも十分と考えられる。
- 実際の事案での罰金額が低いことと法定刑の上限額とは特段の関連性はない（法定刑の上限額を引き上げても直ちに実際の事案での罰金額が引き上げられることは考えにくい）。
- 自然人は個人の利得のためではなく企業の利益のために贈賄行為を行うことが想定されるところ、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくい。
- 現状でも、懲役刑との併科可能となっており、自然人への制裁としては十分。

- 法人の法定刑に関しては、贈賄行為によって直接的に利益を得るのは企業であるとの観点から、（自然人の法定刑に比して）引き上げの検討の余地はあるとの意見もあったが、他方で、中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レピュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき、との意見が得られた。

（研究会での関連意見）

- 他法令と並べてみると確かに 3 億円というのがいいのかどうかというのは考える必要はあるかもしれない。

- 贈賄は競争違反と同じで重大なものとの認識。入札資格のはく奪等、（万が一違反を行った場合の）ビジネスへの影響が大きく、現状でも十分に抑止力がある。
- 3億円という法定刑の上限額は、中小企業からすると十分に高い。
- 法人に関しては、法定額の多寡ではなく、レピュテーションの問題。近年、ESG、SDGsで企業の動向が市場からも注目されている中、贈賄事件を起こすと投資家のネガティブな反応が予想される。

- なお、勧告 15a で示されている代替案である「贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること」に関連して、外為法や所得税法等他法で既に導入例のある、罰金スライド制（商取引額や不当利得の額等をベースとして罰金額の上限額を規定する制度）の導入可能性を指摘する意見もあったが、その場合、そもそも罰金額の根拠とするに相応しい基準を見だし得るかについて慎重な検討を要する旨の指摘があった。

2. 公訴時効期間

2. 1 現状

（不競法における公訴時効期間の定め）

公訴時効期間は、刑事訴訟法第 250 条により法定刑を基準として決められており、その期間を経過することによって時効が完成することを定めている。

外国公務員贈賄罪の懲役刑は 5 年以下であるため、下記刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 5 号に従い、公訴時効期間は 5 年となる。また、法人については、不競法第 22 条第 3 項の規定により公訴時効期間は 5 年となる。

刑事訴訟法第 250 条第 2 項

時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによって完成する。

- 一 死刑に当たる罪については二十五年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年

- 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

不正競争防止法第 22 条第 3 項

第一項の規定により前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号（特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。）、第二項、第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）又は第四項（同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号（特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。）並びに同条第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

また、公訴時効には、一定の事由により公訴時効の進行が停止し、停止事由が消滅した後に残存期間が進行する制度がある。

刑事訴訟法第 254 条は、公訴の提起による時効の停止を定めており、刑事訴訟法第 255 条は公訴の提起以外の理由による時効の停止について定めている。公訴の提起以外の理由として、犯人が国外にいる場合（刑事訴訟法第 255 条第 1 項）と犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達または略式命令の告知ができなかった場合（刑事訴訟法第 255 条第 2 項）の二つを規定している。

刑事訴訟法第 254 条

時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

- 2 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

刑事訴訟法第 255 条

犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかった場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

2 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかったことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

(フェーズ 4 における勧告内容)

日本の上記現状に対し、フェーズ 4 対日審査報告書では、

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は 5 年となっているところ、被疑者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが（刑事訴訟法第 255 条）、捜査の開始や捜査共助の申し入れ等によっては時効の進行は停止しないこと
- 他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法・所得税法等）に関する時効期間は、7 年となっているものが過半を占めること
- フェーズ 3 以降、10 件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっていること
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えば MLA（捜査共助）の要請をしたにも関わらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられること、

を指摘しつつ、外国公務員贈賄罪の公訴時効期間について、公訴時効期間を延長するために必要な措置を取るか、あるいは、同様の目的を達成するために捜査の間、公訴時効期間を停止する手段を導入すべき旨、勧告がなされている。

フェーズ 4 審査 勧告 7.

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WG B は日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

2. 2 本研究会における議論のまとめ

本研究会では、現状及び OECD からの勧告を踏まえ、我が国として、公訴時効期間の延長等の手立てを取るべきか、また、法的手当を行うとした場合の課題について議論を行った。結果として、以下の意見が得られた。

- 現状、我が国の刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑のうち最も重い刑を基準として定まることとなっているところ、公訴時効期間を延長することを目的として外国公務員贈賄罪の懲役刑の上限の引き上げを行うのは適切ではないとの意見が大半であった。
- なお、勧告 7 c の後段で提示されている代替案である「捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること」については、自然人の時効の停止に連動させて法人の時効を停止するとの考え方を新たに導入することの可否を含め検討したが、法人両罰規定を置く法令等、他の多くの法令に影響する話であり、不競法単体で結論を得ることは困難、との意見が得られた。

3. 外国人従業員の管轄権

3. 1 現状

(不競法における管轄の定め)

不競法の外国公務員贈賄罪は、刑法第 8 条、第 1 条により、日本国内において罪を犯したすべての者に適用される（属地主義）

なお、「日本国内において罪を犯した」とは、構成要件該当事実の一部が日本国内で生じた場合をいい、犯罪の構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部である結果が国内で発生した場合には当該犯罪に我が国の刑罰法規が適用される。これを外国公務員贈賄罪について言えば、例えば、日本国内から外国公務員に対して電子メールや F A X 等で利益の供与の申込み、約束などが行われた場合については、それに続く利益の供与が海外で行われたとしても、国内犯としてとらえることが可能であると考えられる。また、構成要件に該当する実行行為が国外で行われたが、これに先立つ共謀が国内で行われた場合も国内犯としてとらえることが可能であると考えられる。

また、不競法第 21 条第 8 項の規定により、刑法第 3 条の例に従い、国内で贈賄行為を行った者に加え、国外で贈賄行為を行った日本人について処罰する属人主義も採用している。加えて、不競法第 22 条第 2 項の規定により、法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員等が当該法人の業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為者自身を処罰するだけでなく、その法人に対しても 3 億円以下の罰金刑が科される。

不正競争防止法第 21 条第 8 項

第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

不正競争防止法第 22 条第 1 項第 3 号

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

海外子会社の外国人従業員が利益の供与をした場合については、平成 29 年 9 月改訂版の外国公務員贈賄防止指針 33 頁に記載のとおり、次のように整理できる。

海外子会社従業員と国内本社従業員が我が国内で共謀した場合、共謀の存在も罪となるべき事実の一部であり、かつ、これによって、共同正犯の罪責が認められることから、構成要件の一部の実行地が国内であると言えるため、実際の利益の供与が海外で行われていても、国内犯と考えられる。

したがって、この場合、海外子会社従業員と国内本社従業員の双方に不競法の外国公務員贈賄罪が適用されると解される。

（フェーズ 4 における勧告内容）

日本の上記現状に対し、フェーズ 4 対日審査報告書では、

- 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- 日本本社の従業員や国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を有する。
- 例えば、J T C 事件では、海外で贈賄行為が行われたものの、J T C の日本人従業員が関与したものであったため、日本本社を両罰規定で処罰することができた。
- しかし、日本人が関与していないとされる二つの事案において、日本の管轄権の根拠はないと結論づけられたのではないか。
- 日本国外で日本人が関与していない場合にも、親会社の従業員に共謀がないか、あるいは日本から参加していないかといったことを調査すべきである。

上記課題意識を踏まえ、OECD 贈賄作業部会は外国人従業員の管轄権に関して勧告している。

フェーズ4 審査 勧告 1 4.

1 4. 法人の法的責任について、W G B は日本に対して以下を勧告する。

- a. 適切な場合には、外国公務員贈賄事案において自然人及び法人の双方を訴追することにより、効果的に外国公務員贈賄と戦うために法人の法的責任について執行を強化すること。
- b. 海外で活動する**日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。**
- c. 外国公務員贈賄が完全に海外で発生し、かつそれらが日本企業又は現地子会社の外国人従業員によって実行された場合において、検察官があらゆる管轄権の基礎を徹底的に検討することを確保すること。
- d. 特に、全てが海外において外国人によって実行された事を理由に、検察官が日本は刑事上の管轄権が欠如していると結論付ける場合、子会社に関連して発生した贈賄に関して、日本の親会社に対して不正会計を訴追する可能性について検察官が常に検討するよう確保すること。
- e. 経済産業省の助言が海外で活動する日本企業のニーズに沿うものなるように、経済産業省が、受け付けた相談について、日本企業が直面する外国公務員贈賄リスクに関する調査データに沿って分析することを確保すること。

3. 2 本研究会における議論のまとめ

本研究会では、現状及び OECD からの勧告を踏まえ、我が国として、外国人従業員の管轄権の手立てを取るべきか、また、法的手当を行うとした場合の課題について議論を行った。結果として、以下の意見が得られた。

- 我が国における外国公務員贈賄事案においては、およそ日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いものであるところ、外国人従業員と、日本人従業員や日本国内の者との間で共謀が認められれば、現行法でも、法人に対するものを含め、必要な処罰は可能であるのに対し、それらの者との共謀関係のない外国人従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半であった。

- また、仮に、共謀関係のない外国人従業員に対しても法適用を拡充するアプローチとして、外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義⁴を適用するとの考え方についても検討したが、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない、との意見が大半であった。

（研究会での関連意見）

- 日本の法人の従業員と全く共謀もなく、日本の法人による特別な指揮命令系統の下にもない外国人の国外での違法行為について、日本法人に両罰規定を適用するのは、これまでの判例に照らしても難しいのではないかと。仮に、管轄権が外国人の国外犯にも及ぶとしたとしても、実際に日本法人を処罰し得るケースは極めて限定的となるはずで、外国公務員贈賄についてのみ、このような形で例外的に管轄権を拡大するのは合理的とは思えない。
- 日本人や日本国内の者との共謀すら認められない外国人による日本国外での外国公務員贈賄事案では、我が国の利益が害されるわけでもなく、保護主義の考え方に基づいて、外国人従業員の国外犯処罰を採用することは困難ではないか。
- 我が国の刑法には、条約による国外犯処罰の規定（刑法第4条の2）も存在するが、OECD条約はその第4条で国内犯処罰及び自国民による国外犯処罰を求めるにとどまっており、外国人従業員の国外犯処罰まで求めているわけではなく、現行の条約の法文のままでは適用できない。

⁴ 一般に、世界主義とは、国際社会が共通に重大と認める犯罪について、どの国でも処罰を可能とすることで犯人の避難場所を失わせるものとされ、保護主義とは、自国の重大な利益を侵害する行為について、領域外の行為についても管轄権を拡大するものとされる。世界主義が適用される例としては、ハイジャック・テロ行為等、保護主義が適用される例としては、外患誘致・通貨偽造等が挙げられる。（「大コンメンタール刑法第1巻〔第3版〕」,2015年, P.73~74 参照）

第4章 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて

1. 現状

我が国は、外国公務員贈賄罪の周知用マテリアルとしてこれまで外国公務員贈賄防止指針やパンフレットを準備し、企業への配布等を進めてきた。

また、これまでに外国公務員贈賄防止に関する講演⁵も行うことにより、外国公務員贈賄の予防に努めてきた。例えば、中小企業への周知の一環として、2019年3月6日にJETROが主催した「中小企業の海外展開に役立つ贈収賄対策セミナー」に経済産業省が後援名義を出し、中小企業に対しても外国公務員贈賄罪の概要や予防の重要性を説明した。

しかし、フェーズ4対日審査報告書において、OECD贈賄作業部会の課題意識としては、下記のことが挙げられている⁶。

- 訪日審査に参加した中小企業の代表者は、外国公務員贈賄罪やそのリスクの知識を有していたが、各社のコンプライアンス構築体制は異なるものであった。
- 多くの訪日審査の参加者は、中小企業へのアウトリーチがさらに必要との認識であった。

80頁コメントリー

審査国は経済産業省による外国公務員贈賄防止指針の改訂、促進、外国公務員贈賄罪の周知といった様々な取組を歓迎する。フェーズ3の勧告9.iを実施し、外国公務員贈賄に関する情報を経済産業省のウェブサイト上で容易に検索することができるようになった。また、審査国は、経済産業省による、セミナー等を通じて、外国公務員贈賄罪のリスクに関して中小企業等と関わりを持つことを歓迎する。ただし、中小企業自体の意識や取組を鑑みると、経済産業省には、中小企業用にガイドラインを策定し、相談に用いたり、周知活動に用いることを勧告する。

2. 外国公務員贈賄防止指針のてびきの作成

フェーズ4審査報告書のコメントリー（80頁）に記載されているように、中小企業への周知を促進するために、中小企業用に外国公務員贈賄防止指針とパンフレットの間の位置づけとなる資料を作成することとした。

⁵ フェーズ4対日審査報告書が公表された後に、経済産業省知的財産政策室は、外国公務員贈賄罪の概要に関して企業等に対し、3回講演を実施し、引き続き周知活動に努めているところである。

⁶ OECDフェーズ4対日審査報告書 P.79-80

第5章 その他の意見

以上の論点のほか、研究会において以下の意見が得られた。

- 外国公務員の贈賄問題については、贈賄を行う側への贈賄防止の取組だけでなく、賄賂を受け取る側の国々への働きかけも重要。したがって、賄賂を受け取る側への働きかけについても、国際社会全体として対応していくべきである。
- 中小企業への普及啓発について、単に冊子を配布するのではなく、海外展開する企業に対して効果的な周知方法を検討すべきである。

外国公務員贈賄防止に関する研究会の開催経緯

○第1回 令和2年1月7日

- 議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について

○第2回 令和2年2月21日

- 議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について

○第3回 令和2年6月10日

- 議事 ・ 外国公務員贈賄罪の制裁等について
・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書（案）について

○第4回 令和2年7月17日

- 議事 ・ 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
・ 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて
・ 外国公務員贈賄防止に関する研究会の報告書（案）について

外国公務員贈賄防止に関する研究会

委員名簿

(令和2年7月時点)

國廣 正	国広総合法律事務所 弁護士
◎佐伯 仁志	中央大学法務研究科 教授
佐々木 英靖	パナソニック株式会社 法務・コンプライアンス本部 法務部 部長
澤口 実	森・濱田松本法律事務所 弁護士
下中 佑一郎	日本商工会議所・東京商工会議所 特別顧問企業 三和電気工業株式会社 総務部長
高 巖	麗澤大学大学院経済研究科 教授
長澤 貴夫	日本貿易会 法務委員会 副委員長 住友商事株式会社 法務部長
名取 俊也	名取法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 経済・社会政策局 局長
古本 省三	日本製鉄株式会社 取締役 常任監査等委員
和田 俊憲	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

◎：座長

敬称略（50音順・11名）

（オブザーバー）

法務省、外務省、警察庁、中小企業庁、消費者庁

独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人国際協力機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険

一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会

日本商工会議所・東京商工会議所